

令和6年度

東 富 士 演 習 場 周 辺

無線放送施設設置助成事業

防災行政無線施設（固定系）設置事業

仕 様 書

御 殿 場 市

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	共通指定事項	3
第 3 章	設備の構成	4
第 4 章	設備の機能	5
第 5 章	機器の仕様	6
第 6 章	そ の 他	7

第1章 総 則

（目的）

第1条 本仕様書に基づく施設は、御殿場市（以下「甲」という。）が東富士演習場における自衛隊等の演習計画について、市民に周知徹底を図るとともに同地域内の防災並びに非常災害時における救助復旧等の諸活動及び一般行政事務連絡を迅速かつ的確に行なうことを目的とする。

（事業名）

第2条 本仕様書に基づく事業の名称は、「防災行政無線施設（固定系）設置事業」（以下「本事業」という。）と呼称する。

（適用）

第3条 本仕様書は、甲が実施する本事業に必要な一切の事項に適用する。

（設備の納入場所）

第4条 御殿場市内の指定場所とし、納入の際は設置状況を写真撮影し、納品時に提出すること。

2 納入時に相手先の署名をもらい、納品時に提出すること。

（契約の範囲）

第5条 契約の範囲は、次に掲げる事項をはじめ、本事業の完成までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とする。また、これらに要する費用は全て契約金額に含むものとする。

（1）本仕様書に基づく無線設備の調査、設計、製作

（2）製品の運搬、据付け、試験調整

（3）部材の適正な廃棄処分

（設置計画）

第6条 令和6年度設置 戸別受信機 900台

（提出書類）

第7条 乙は契約締結後、直ちに本仕様書に基づいて詳細打合せを行い、甲が指定する書類を、指定する期日までに提出しなければならない。

（無償保障期間）

第8条 無償保障期間は引渡しの日から翌日から起算して一年間とする。ただし、電波伝搬障害等の将来種々発生すると思われる事項は引渡し後でも絶えず調査研究し、それに基づく資料を甲に提供し、円滑な運用を期すること。

2 乙は、本施設の重要性に鑑み、障害が発生した場合、甲の指定する場所に到着し、対応措置を

なしうるものであること。無償保障期間内の保守管理は無償とすること。

(変更)

第9条 契約締結後乙の都合により変更が生じても、契約額の増加は認めない。

2 契約締結後甲の都合により変更を生じた場合、甲乙協議の上決定する。

(仕様書の疑義)

第10条 本仕様書は、設備の概要を示すものであるので、その内容に疑義が生じた場合、直ちに甲の指示を受けるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項でも、当然具備しなければならないものについては、乙の負担により行うものとする。

(技術指導)

第11条 乙は、本設備の運用、保守に必要な説明資料を作成の上、甲に対して必要な技術指導と技術、運用訓練を行うものとする。

(特許権の仕様責任)

第12条 乙は、機器の設計、製作にあたり特許、実用新案その他第三者に対する責任を負うものとする。

第2章 共通指定事項

(構造及び性能の基本条件)

第13条 本施設を構成する各装置は、堅牢にして、長時間の使用に耐える構造であり、日常の保守点検が容易に行うことができ、かつ、人体に危険を及ぼさないよう安全の保持に十分留意しなければならない。

2 本施設は、非常災害時及び平常時を問わず地域住民に対する最も重要な情報伝達手段として使用するものであるから停電時、地震、暴風雨及び雪、気温、湿度その他の周辺条件に対しても十分配慮し、市の情報連絡体制確立に機能を発揮しうるものでなければならない。

(環境条件)

第14条 本事業の機器は屋内に設置する設備については、 -10°C から $+45^{\circ}\text{C}$ 、 $+35^{\circ}\text{C}$ における相対湿度75%以下で異常なく動作すること。

(電氣的必要事項)

第15条 電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲で正常に動作すること。

2 過電圧に対する保護装置又は保護回路を設けること。

(使用部材の条件)

第16条 各装置、機器に使用する部品、材料は全て良品、新品を使用し、日本工業規格若しくは同等以上の性能を有するものであること。

(銘板表示等)

第17条 各装置には品名、形式、製造番号、製造年月、製造者名を銘板にて表示すること。

2 各装置の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、図面と対照して容易に判別できる標識を表示するものとする。

3 装置の取扱い上、特に注意を要する箇所については特記すること。

第3章 設備の構成

(設備の構成)

第18条 本事業における設備は、次のとおり構成し、甲の指定場所に設置すること。

簡易型戸別受信設備

(1) 簡易型戸別受信機 900台

アナログ方式(69.135MHz)、既設同報操作卓から制御可能なこと。

第4章 設備の機能

(簡易型戸別受信機の機能)

第19条 簡易型戸別受信機(以下「本機」という。)の機能(動作等を含む)は、電波法市町村同報系無線各戸別受信装置規格には準拠しないが、次の事項の性能を満足すること。

簡易型戸別受信機

(1) 本装置は、アナログ 69.135MHz のFM受信機で、親局からの放送を受信すること。

(2) 本装置は、親局からの電波により放送を行うこと。

(3) 放送時、簡易型戸別受信機はボリュームの位置に関係なく、ある程度の音量をもって放送が可能なこと。

(4) AMおよびFMラジオの受信が可能で、ラジオ使用時も防災無線を傍受した場合は、強制的に防災無線に切替わること。

(5) 電池BOXは、単3型乾電池を3本使用で可能なこと。

(6) 本装置は通常は、AC100Vにて動作し、停電時等の場合内部の乾電池に自動的に切替ること。アルカリ単3型乾電池で24時間以上動作可能なこと。

(7) 電池電圧低下時には、電源ランプが緑色から赤色に変わり、電池の寿命を警告すること。

(8) 本装置は、横置きにて使用できること。

第 5 章 機器の仕様

(簡易型戸別受信機の仕様)

第 2 0 条 簡易型戸別受信機の仕様（性能）は次のとおりとする。

簡易型戸別受信機

(1) 総合性能

項目	定格
環境条件	周囲温度 0℃～+40℃（規格満足） -10℃～+50℃（機能満足） 湿度 35℃ 75%
構造	据置型
電源	商用電源 AC100V±10%、L型ACプラグ
	電池電源 公称DC4.5V
消費電力	1.5W
使用電池	単3アルカリ乾電池3本。
電池動作	放送5分、待受け55分にて24時間以上
乾電池アラーム	電池電圧低下を検出した場合、本体前面の電源ランプが、緑色から赤色に変わることを。
内部スピーカー	最大出力0.5W インピーダンス8Ω（AC動作時、外部スピーカー未接続時） 乾電池動作時：最大出力0.5W
イヤホン端子	最大出力0.4W インピーダンス8Ω インターフェース：φ3.5mm ミニイヤホンジャック

(2) 無線系一般的条件

項目	定格
防災無線周波数	69.135MHz
防災無線受信感度	0dbμV以下（感度条件：12db SINAD） 温度：20℃±10℃ 湿度：65%±20%
AMラジオ受信周波数	520～1605kHz
FMラジオ受信周波数	76～90MHz

第6章 その他

(その他厳守事項)

第21条 簡易型戸別受信機設置申請者宅に、簡易型戸別受信機を設置する際、簡易型戸別受信機に申請者氏名を記入の上、「市からの貸与品であり、亡失、損傷等の場合は弁償金が発生する場合がある。」を説明すること。また、「市外転居の際は簡易型戸別受信機を必ず市に返却し、市内転居の場合は市へ連絡の上、この受信機を転居先に移動して使用してください。」を説明すること。

2 簡易型戸別受信機に、次のことを表示すること。

- ・「令和6年度東富士演習場周辺民生安定施設整備事業により設置」
- ・「この簡易型戸別受信機は市から〇〇様へ貸与したものです。故意または過失による破損や廃棄をした場合には弁償金が発生する場合がありますので適切な管理をお願いします。」
- ・「電源のランプが赤色になったら、新しいアルカリ単3電池と交換してください。」

御殿場市役所 危機管理課 ☎82-4370

(納期)

令和7年3月19日までとする。